

令和2年3月25日

新型コロナウイルス感染拡大防止の為に使用を取りやめた方へ

スカイプラザ浜大津

2020年3月25日付けで大津市からの指示により、以下の使用期間に新型コロナウイルス感染拡大防止を理由に使用を取りやめた方に施設使用料の還付(返金)をすることになりました。

記

【使用対象期間】

3月3日(火)～4月7日(火)

※この期間内に新型コロナウイルス感染拡大防止の為に使用を取りやめ、この期間内に申し出をされた方のみ還付(返金)対象です。

※還付事務手続きは4月14日(火)までです。

【使用予定だった会場】

スタジオ1、スタジオ2、練習室1、練習室2、練習室3、練習室4

【還付(返金)方法】

次の①と②の書類をスカイプラザ浜大津6階事務室へご提出ください。(認印必要)

①新型コロナウイルス感染拡大防止のための使用取消し申出書(兼請求書)

※申出書は、6階事務室でお渡しいたします。

②施設使用許可書

※お申し込み時にスカイプラザ浜大津が発行したもの。この対象日の施設使用許可書を①に添えてご提出ください。

※持参物は、②と認印です。①は事務室にて記入いただきます。

上記ご案内は、3月25日現在の対応になります。今後の動向により追加や変更のご案内をする可能性がありますので予めご了承お願いいたします。

以上